

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 12 件

愛知国民年金 事案 1981

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月及び同年5月

A社を退職したので、夫婦一緒にB市C区役所D支所に行き、妻の種別変更手続と一緒に国民年金の加入手続をし、妻が私の申立期間の保険料を納付したはずである。

申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職したすぐ後に、夫婦一緒にB市C区役所D支所に行き、妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続と併せて、自身の国民年金被保険者資格取得手続を行ったとしているところ、同市の申立人の妻に係る年金記録によれば、申立人の妻は申立人が同社を退職した日の2日後の平成4年4月23日に第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行ったこととされている上、申立人の妻の申立期間の国民年金保険料は現年度納付されていることから、申立人のみ申立期間に係る国民年金被保険者資格取得手続が行われず、かつ、保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の申立期間の保険料を納付したとするその妻は国民年金加入期間において保険料の未納は無く、上記種別変更手続（平成4年4月）以外の種別変更手続についても適切に行っているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金被保険者資格取得手続を行ったとする場所及び保険料の納付方法に関する記憶も当時のB市の実際の状況との矛盾は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1982

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで
申立期間の1年間だけ国民年金保険料を納めなかったことは絶対にあり得ない。納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、12か月と短期間である。

また、申立期間前後の国民年金加入期間がすべて納付済みとされているのに、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間に転居もしておらず、事業も順調で生活状況に特に変化は無かったとしており、申立期間の保険料を納付できなかった理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1983

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

申立期間の1年間だけ国民年金保険料を納めなかったことは絶対にあり得ない。納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、12か月と短期間である。

また、申立期間前後の国民年金加入期間がすべて納付済みとされているのに、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間に転居もしておらず、事業も順調で生活状況に特に変化は無かったとしており、申立期間の保険料を納付できなかった理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。私たち夫婦は30歳を過ぎてから国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた記憶がある。申立期間の保険料額は覚えていないが、定期的に集金に来た町内会の役員に私が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間について夫は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、年金記録によると、申立人が主張するとおり、申立人が30歳を過ぎた昭和53年4月から申立期間を除く60歳到達の前月の平成20年*月までの28年余りにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は集金に来た町内会の役員に納付したとしており、A市では、当時の保険料は市から委託された町内婦人会を通じて徴収していたとしていることから、申立人の主張と一致する。

加えて、申立人は、保険料は夫婦二人分一緒に納付してきたとしており、夫婦の納付記録を見ると、納付日が判明する昭和59年4月以降の保険料は、夫婦共に同一日に納付されていることが確認できる上、申立人の夫は、申立期間を含む53年4月から60歳到達の前月の平成20年*月までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされていることから、申立期間の保険料も夫婦一緒に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から42年3月まで
年金の請求手続に行った時に未納期間があることを知った。

申立期間当時は、将来の年金への不安があり、夫婦共にしばらく保険料の納付をやめていた。その後、自宅へ来たA市の職員に再三未納分を納付するように言われ、夫が夫婦二人の3年分をまとめて現金で納付し、その場で領収書もらった記憶がある。まとめて納付してからは、夫が3か月ごとに集金に来た婦人会の役員に夫婦二人分の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料の納付を証明するものは無いが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料3年分をまとめて納付した後は、申立人の夫が3か月ごとに婦人会の役員に保険料を納付したとしており、A市では、当時、現年度保険料の徴収は市職員又は婦人会による集金方法を採っていたことから、申立人の主張と一致する。

また、申立人の保険料と一緒に納付していたとするその夫の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で払い出されており、夫婦一緒に国民年金加入手続が行われたことが推認できることから、夫婦の保険料を夫が納付していたという主張に不自然な点は無い。

さらに、申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの保険料は納付済みとされていることから、申立人の当該期間の保険料も夫が現年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、申立期間の保険料納付に関与しておらず、これを行ったとするその夫は、申立期間のうち3年分の保険料を妻の分も含めて一緒にA市の

職員に一括納付したとしているが、申立人の夫は3年分の保険料を納付した時期及び納付金額についての記憶は無く、この3年分の保険料をさかのぼって一括して納付する場合、現年度及び過年度納付を併用するか、又は特例納付を利用しなければ納付できないが、同市では、前述のとおり、現年度となる保険料については市職員又は婦人会が取り扱っていたが、過年度となる保険料及び特例納付を利用した保険料は取り扱っていなかったとしていることから、申立人の夫の主張と相違する。

また、申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間について、過年度納付又は特例納付をうかがわせる形跡は見受けられず、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫も、申立期間のうち、昭和37年10月から40年3月までの期間は未納とされている上、申立人の夫が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月及び同年6月

私は、結婚後すぐにA市B区役所で国民年金の住所変更の届出を行った。その時に保険料の納付状況を調べてもらったところ、2か月の未納があり、さかのぼって納付できることを知ったので、手続して納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（平成8年11月）後すぐにA市B区役所で国民年金の住所変更手続を行い、その際に2か月（申立期間）の未納があることを知ったので、さかのぼって保険料を納付したとしている。この点については、申立人の年金手帳の記載により、9年3月4日に国民年金の住所変更手続が行われたこと、及び同市が保管する申立人の被保険者名簿により、同日に申立期間の国民年金の資格取得（再取得）手続が行われたことが確認でき、申立人の説明と符合するほか、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、A市B区役所の国民年金の窓口で申立期間の保険料の納付書を受領したが、当該窓口では保険料を納付することはできないと言われたので、近くの金融機関で納付したと説明している。この申立人の説明は、同市では、保険料未納者の要望により区役所の窓口で過年度納付書を交付し、金融機関で納付するよう指導していたと一致する。

さらに、申立人の国民年金加入期間は、申立期間以外は申請免除期間及び第3号被保険者期間のみであり、過年度納付の方法を知り得る機会は申立期間の保険料の納付の際以外には無く、申立人の説明には信ぴょう性が認められる。

加えて、申立期間の国民年金保険料額は2万3,400円であり、申立人が納付したとする保険料額（2万円から3万円まで）とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1987

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時、A市B区に住んでいた。区役所から女性が訪問した時に、家族で国民年金に加入し、保険料も家族の分と一緒に納付したことを覚えている。加入してから未納は無いはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間247か月のうち、申立期間を除く241か月の保険料をすべて納付している上、申立人が所持する国民年金手帳、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の記録により、昭和46年度以降の保険料をすべて現年度納付したことが確認できる。申立人は、申立期間当時、その元夫及び元夫の両親と一緒に保険料を納付したとしているところ、元夫及び元夫の両親は、国民年金制度発足当初から60歳到達までのすべての期間の保険料を納付しており、その当時の申立人家族の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和40年9月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和40年度の保険料のうち、申立期間直後の昭和40年10月から41年3月までの保険料は納付済みと記録されており、申立人の元夫及び元夫の両親の同年度の保険料も完納されていることを踏まえれば、申立人の申立期間の保険料も納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を平成16年10月31日及び17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 31 日から 17 年 4 月 1 日まで

私は、A社に平成16年10月31日から17年3月末まで勤務して、厚生年金保険料も給与から控除されていたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された勤務記録（シフトカード）、同僚の証言等から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出した給与明細書により、平成16年10月から17年1月までの厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人が提出した銀行口座の振込明細によれば、平成17年2月分及び同年3月分給与の振込額は、給与明細書により厚生年金保険料の控除が認められる同年1月分給与の振込額と同額であることから、同年2月及び同年3月の厚生年金保険料も給与から控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び推認される保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管していないため不明としているが、仮に事業主から

申立人の申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は、21年11月5日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間①のうち、昭和21年11月5日から22年1月20日までの期間並びに申立期間②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①について、A社B支店における資格取得日に係る記録を21年11月5日に、申立期間②について、同社における資格取得日に係る記録を22年8月16日に、申立期間③について、同社における資格喪失日に係る記録を23年1月1日に、申立期間④について、同社C支店における資格取得日に係る記録を24年6月27日に、申立期間⑤について、同社における資格取得日に係る記録を同年10月1日、資格喪失日に係る記録を25年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、21年11月及び同年12月を270円、22年8月及び同年10月から同年12月までの期間を600円、24年6月、同年7月及び同年10月から25年3月までの期間を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、昭和21年11月5日から22年1月20日までの期間並びに申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

一方、事業主は、申立人に係る申立期間⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年1月20日まで
② 昭和22年8月16日から同年9月1日まで
③ 昭和22年10月1日から23年1月1日まで
④ 昭和24年6月27日から同年8月1日まで
⑤ 昭和24年10月1日から25年4月1日まで

私は、昭和8年4月にA社に入社して以来、42年7月に退社するまで継続して勤務していた。同社を承継する会社が発行した在籍証明書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和19年10月1日から21年11月5日までの期間については、A社を承継するD社から提出された在籍証明書により、申立人が当該期間を含む昭和8年4月4日から42年7月10日までの期間においてA社に勤務し、このうち18年10月13日から20年5月31日までの期間は同社E支店（適用事業所は、同社。）、同年6月1日から22年8月17日（被保険者名簿の資格喪失日は、同年8月16日。）までの期間は同社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、上記在籍証明書及びF県G町が発行した召集者名簿により、申立人が昭和19年9月15日に軍に召集され、21年11月5日に復員した軍歴が確認できる。

さらに、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立期間①のうち、19年10月1日から21年11月5日までの期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

なお、申立人は、A社において事務職であったとしていることから、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得できるのは、厚生年金保険の適用範囲が事務職員にまで拡大された昭和19年10月1日以降であると考えられる。

以上のことから、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から21年11月5日までの期間について、申立人は召集時に勤務していたA社において厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、昭和21年11月5日から22年1月20日までの期間並びに申立期間②、③、④及び⑤については、A社を承継するD社から提出された在籍証明書及び同社が、「正社員であったと考えられる申立人は厚生年金保険の被保険者資格を取得させる対象者であったと考えられ、事業規模からみても厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。」旨回答していることから判断して、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人の当該期間における事業所間の異動については、D社の在籍証明書、F県G町の召集者名簿、申立人の代理人がD社に聴取して作成した勤務記録及び被保険者名簿の記録から判断して、申立期間①のうち、昭和21年11月5日から22年1月20日までの期間については、兵役中の20年6月1日から勤務していたA社B支店に勤務し、申立期間②及び③については、22年8月16日に同事業所から同社H支店に異動（ただし、23年1月1日より前は同社H支店は適用事業所ではないため、厚生年金保険は同社で適用。）し、申立期間④については、24年6月27日に同社H支店から同社C支店に異動し、申立期間⑤については、24年10月1日に同事業所から同社E支店（適用事業所は、同社。）に異動し、25年1月1日に同事業所から同社I支店に異動（ただし、同年4月1日より前は同社I支店は適用事業所ではないため、厚生年金保険は同社で適用。）したものと推認できる。

また、当該期間の標準報酬月額は、昭和22年1月の被保険者名簿の記録から、21年11月及び同年12月は270円、22年9月の被保険者名簿の記録から、同年8月及び同年10月から同年12月までの期間は600円、24年8月及び同年9月の被保険者名簿の記録から、同年6月、同年7月及び同年10月から25年3月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、申立期間①のうち、昭和21年11月5日から22年1月20日までの期間並びに申立期間②、③及び④については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、当該期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤については、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は、20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月16日まで

私は、昭和19年1月*日に女工になり、間もなくA社に勤務した。同じ仕事をしていた女工の同僚は、厚生年金保険の被保険者記録があると証言しているのに、私の記録が無いのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

女工としてA社に勤務し、退職するまでの経緯等に係る申立人の証言は、具体的であり、同社の後継企業が保管している資料における記載内容ともおおむね一致している上、複数の同僚が、「申立人や自分たちは昭和19年1月に女工になってA社に勤務し、終戦の日に解散した。」と証言していることから、申立人が同社に同年1月から20年8月15日まで勤務していたことが認められる。

一方、A社の厚生年金保険被保険者名簿については、戦災により焼失しており、現存する後継企業の被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであると考えられる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、戦災による大規模な焼失は免れているものの、かなりの部分が欠落していると考えられる上、これを基に被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記載漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復

元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性があることと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、厚生年金保険の適用範囲が女性労働者にまで拡大された昭和19年10月1日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月16日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年8月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年8月末ごろまで

A社における私の厚生年金保険の被保険者期間は、昭和18年5月1日から20年5月15日までとされているが、間違い無く、終戦まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年5月1日にA社B支店に就職した後、20年1月には同社C支店に転勤し、終戦により同支店が閉鎖されるまで勤務していたとしているが、オンライン記録では、同年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録については、被保険者台帳索引票により、資格取得日が昭和18年5月1日であることは確認できるものの、同社の被保険者名簿は戦災によりすべて焼失しており、21年当時在職していた者を対象に復元された被保険者名簿には、申立人の記録は確認できないことから、申立人の資格喪失日は、当該名簿焼失のきっかけと推認されたD空襲の翌日の同年5月15日と記録されたものと考えられ、当該資格喪失日に係る記録は、事実に即したものとは認められない。

また、被保険者台帳には、上記被保険者台帳索引票とは別の被保険者台帳記号番号（A社C支店所在地に係る記号）で、申立人と同姓同名で、生年月日も近い者が、同社で厚生年金保険の被保険者資格を昭和18年5月1日に取得し、20年8月30日に喪失した旨の記録が確認できるとともに、当該記録は、基礎年金番号に統合されないままとなっている。

さらに、A社C支店所在地を管轄する県の社会保険庁（当時）集約事務センターが保管している被保険者台帳記号番号別の被保険者名簿には、資格喪失日の記載は無いものの、上記の未統合記録と記号番号及び氏名が同じ者の記録が記載されているとともに、申立人が記憶している複数の同僚の被保険者記録が確認できる。

加えて、昭和20年5月15日以降のA社C支店勤務に係る申立人の証言は具体性があり、文献の内容とも一致していることから、申立人は終戦まで同支店に継続して勤務していたと認めることができる。

これらのことから、上記の被保険者台帳に記載されている未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年8月30日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月1日から44年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を43年5月1日に、資格喪失日に係る記録を44年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を43年5月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から44年4月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月23日から44年5月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者としての記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の上司及び事務担当者の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社への入社当時における作業現場や作業内容などについて具体的に記憶しており、その記憶内容が当時の複数の同僚の証言と一致している上、昭和43年5月1日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の一人が、「私が入社した時には、申立人はいたような気がする。」と証言していることなどを踏まえると、申立人は、遅くとも、同年5月1日には同社に勤務していたものと認めることができる。

さらに、申立人は、「申立期間当時は、結婚したばかりで職を持たずに遊んでいる余裕は無かった。A社に勤務しながら次の職場を探し、B社が見付かったので間を置かず転職した。」と主張しているところ、申立人は、昭和41年10月に結婚して42年*月に子供が誕生しており、申立人の事実経過の説明は具体性がある上、B社における被保険者資格取得日が44年5月1日である

ことから、申立人が、同年4月30日までA社に勤務していたことを認めることができる。

加えて、申立人が名前を挙げた同一職種の上司及び同僚には、全員、厚生年金保険の被保険者記録があり、当時の支店長及び事務担当者は、「社員であれば、全員、厚生年金保険に加入していたはずだ。」と証言している上、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数と被保険者原票の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたものと考えられる。

一方、被保険者原票の記録により、申立人は、昭和43年4月*日付けでC社における健康保険継続療養証明書の交付を受けていることが確認できることから、申立期間のうち、同年2月から同年4月の途中までの期間については、申立人は、A社において健康保険及び厚生年金保険の被保険者となっていなかったことを認識していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月1日から44年5月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同一職種の同僚の標準報酬月額から、昭和43年5月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から44年4月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年5月から44年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年6月15日から同年7月1日まで
昭和25年4月1日から63年1月1日までA社に継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍期間証明書、辞令及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年6月15日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年7月の被保険者原票の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案2183

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年7月26日に、資格喪失日に係る記録を48年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 26 日から 48 年 9 月 21 日まで

申立期間はA社に勤務していた。在職証明書もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された在籍証明書及びA社から提出された人事記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、妻の通院時のカルテには、申立人の健康保険番号及び記号が確認でき、A社は、「健康保険の番号である可能性が高い。」と証言している。

さらに、A社は、「申立期間当時の申立人の年齢からすると、正社員であったと思われる。在籍の記録があるのに厚生年金保険被保険者記録が無いということは、こちらの手続ミスである。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、人事記録の給与欄の記載及び同僚の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る社会保険事務所（当時）への資格の得喪に係る届出を行っていないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 2184 (事案 1034 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和29年1月1日及び32年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、29年1月から30年9月までを6,000円、同年10月から32年8月までを9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から32年9月1日まで

昭和29年1月ごろ、A社に入社し、住み込みで働いていた。上司や同僚を多く覚えている。一緒に働いていた兄と当時の事務担当者から証言を得られるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、前回の申立て時には、入社した正確な時期の記憶が無かったので、昭和28年1月ごろから勤務したと言ったが、その後、20歳の30年1月15日の成人式には出席しなかったことと、その前年の29年1月には間違い無くA社に勤務していたことを思い出した。

さらに、兄と一緒にA社を辞めたので、退職日は昭和32年8月31日で間違い無いと思うので、申立期間を29年1月1日から32年9月1日までに訂正する。

同僚のB氏からよく話を聞いて、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の当時の事務担当者及び同僚は、「申立人が申立期間にA社に勤務していた。」と証言し、申立人の兄は、申立人が同社に勤務していたと証言文書を提出していることから、申立期間に申立人が同社に勤務していたことは推認されるものの、同社は、平成7年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人が自分より先に入社してい

たとするB氏は、当初の申立ての申立期間（昭和28年1月ごろから32年8月ごろまで）中の28年5月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同社では、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと推認されるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後、連絡が取れなかった同僚B氏と連絡が取れ、同人は昭和28年5月に厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、採用も同時期だったと証言していることから、同人の厚生年金保険被保険者記録と勤務期間が一致していることが確認できる。

また、申立人は、「私は、20歳の昭和30年1月15日の成人式には出席しなかったが、その前年の29年1月には間違い無く、A社に勤務していたことを思い出した。また、兄と一緒に同社を辞めたので、退職日は32年8月31日で間違い無いと思う。」と具体的に主張しているところ、i) 同僚B氏から提出された31年の夏ごろに撮影された写真には、申立人の兄、B氏、C氏、D氏及び申立人が写っており、当時、申立人が同社に勤務していたことが推認できること、ii) 当時の事務担当者E氏は、「申立人が勤務し始めた正確な時期は分からないが、申立人は冬の寒い時期に入社した。申立人と私は会社に住み込んでおり、申立人は入社してすぐに風邪をひき、私が申立人の大量の洗い物の洗濯をした。寒い時期だったので、洗濯がとてつらかったことをよく覚えている。また、申立人と申立人の兄と一緒に辞めたことは間違い無い。」と具体的に証言していること、iii) 申立人自身も入社後すぐに風邪をひいたことを覚えていること、iv) 同年6月1日から厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「私が入社したときには申立人はすでに働いていた。」と証言していること、及びv) 申立人の兄のほか、同僚7人が申立人の勤務実態を証明又は証言していることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたものと推認できる。

さらに、当時の事務担当者E氏及び申立人の兄が勤務していたと証明した同僚25人全員にA社における厚生年金保険被保険者記録が認められる上、事務担当者E氏は、「従業員は全員厚生年金保険に加入していた。当然、厚生年金保険料も給与から控除していた。」と証言していることから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の被保険者名簿の記録から、昭和29年1月から30年9月までを6,000円、同年10月から32年8月までを9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業所は全喪し、事業主も死亡していることから、不明であるが、申立期間の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない。また、仮に事業主から申立人の申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 17 日から同年 7 月 1 日まで

昭和21年にA社に入社し、55年9月まで勤めたが、この間に同社を退社、再入社したことは無い。26年7月に同社B支店に転勤した。添付した賃金明細書で明らかのように、厚生年金保険料は控除されていたので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賃金明細書、A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和26年7月1日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金明細書の保険料控除額及び昭和25年12月の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和29年6月20日）及び資格取得日（30年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を29年6月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から30年4月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月20日から30年5月1日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間については、社長命令により、海外へ市場調査に行っており、給与についてもA社から支給され、社会保険料も控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、被保険者名簿の記録では、A社において昭和25年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29年6月20日に資格を喪失後、30年5月1日に同社において再度資格を取得しており、29年6月から30年4月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険の記録は、昭和25年4月7日に資格取得、60年3月20日離職とされており、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管しているパスポートによると、申立人は、申立期間と一部重複する昭和28年12月9日から30年4月1日までの期間において、海外出張中であったことが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者記録

は、出国から約半年後の29年6月20日までは継続していたことが確認できる。

さらに、申立人が二度目に海外出張した昭和32年から33年までの期間については、申立人の厚生年金保険被保険者記録に欠落期間は無く、当該渡航期間を通じて記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年5月及び30年5月の被保険者名簿の記録並びに同僚の記録から、29年6月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から30年4月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和33年5月22日、資格喪失日に係る記録を34年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月22日から34年4月15日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間に勤務していたA事業所に係る被保険者記録が抜けていることが分かった。勤務期間中は、いくつかの施設に転勤したが、途中退職はせず、継続して勤務しており、申立期間が空白となっているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B省C事業所が保管している申立人に係る駐留軍労務者登録票及び駐留軍関係常傭使用人登録票により、申立人は、昭和27年9月*日に常勤の駐留軍労務者として採用され、申立期間においてはA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、駐留軍労務者登録票に記録されている申立人の職歴によると、申立期間の前の勤務地がD事業所、申立期間の後の勤務地がE事業所であることが確認できるところ、被保険者名簿の記録によると、申立人は申立期間の前はD事業所F部、申立期間の後はE事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、駐留軍労務者登録票に記録されているD事業所及びE事業所の異動時期は厚生年金保険被保険者記録の得喪時期とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、駐留軍労務者登録票によると、申立人は申立期間中の昭和33年12

月＊日付けで手当を改定されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間はA事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD事業所F部における昭和33年4月及びE事業所における34年4月の被保険者名簿の記録並びに駐留軍労務者登録票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人の申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和50年7月から51年9月までを13万4,000円、同年11月から52年8月までを14万2,000円、同年9月を15万円、同年10月から同年12月までを14万2,000円、53年1月から54年4月までを24万円、同年5月から55年3月までを26万円、同年4月から同年9月までを28万円、同年10月を26万円、同年11月から56年2月までを28万円、同年3月及び同年4月を26万円、同年5月及び同年6月を28万円、同年7月から57年4月までを32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から57年5月1日まで

私は、ねんきん特別便で、A社の標準報酬月額を確認したが、昭和50年7月から標準報酬月額が下がっていることが理解できない。同社から源泉徴収簿の写しをもらったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された源泉徴収簿の写しにより、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月を除く期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿の写しにおいて確認できる保険料控除額から、昭和50年7月から51年9月までを13万4,000

円、同年11月から52年8月までを14万2,000円、同年9月を15万円、同年10月から同年12月までを14万2,000円、53年1月から54年4月までを24万円、同年5月から55年3月までを26万円、同年4月から同年9月までを28万円、同年10月を26万円、同年11月から56年2月までを28万円、同年3月及び同年4月を26万円、同年5月及び同年6月を28万円、同年7月から57年4月までを32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収簿の写しにおいて確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と被保険者原票に記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収簿の写しにおいて確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和51年10月については、申立人から提出された源泉徴収簿の写しにおいて確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と被保険者原票の標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から45年3月まで

申立期間のうち、昭和38年7月から43年3月ごろまではA事業所に勤務し、私自身か同事業所の事業主のいずれかが私の国民年金の加入手続を行い、4,000円から5,000円の給料から、毎月600円から800円ぐらいの保険料を納付していた。

また、昭和43年4月ごろから46年6月ごろまでの保険料については、まとめて納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和38年*月から国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金被保険者資格取得手続を行った時期、同手続を行った場所のほか、申立期間の保険料の納付場所及び納付方法についても記憶は無いとしている上、申立人の国民年金被保険者資格取得手続を行った可能性があるとされているA事業所の元事業主に事情を聴取したが、元事業主は申立人の国民年金被保険者資格取得手続を行っていないとしているなど、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していたこと、及び保険料を納付していたことをうかがわせるような証言は得られなかった。

また、申立人は申立期間の大半である昭和38年7月から43年3月ごろまでは毎月定期的に保険料を納付したとしているが、B市によれば、当時は3か月ごとの保険料納付であったとしていることから、申立人の主張とは異なる上、申立人が記憶する当該期間の保険料月額（始期は600円から700円ぐらい、終

期は 800 円ぐらい) は当時の保険料月額 (時期により 100 円又は 200 円) とは乖離^{かいり}している。

さらに、B 市が保管する被保険者名簿によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は昭和 46 年 6 月に行われ、かつ、申立人が 20 歳に到達した 38 年*月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられるが、この手続に伴い払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。これらのことから、申立人は 46 年 6 月に初めて国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられ、同年 6 月までは国民年金には未加入とされていたものと考えられることから、38 年 7 月から 43 年 3 月ごろまでについては申立人が主張するような形で保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人は昭和 46 年 6 月ごろから同年 10 月の婚姻までの間に、43 年 4 月から 46 年 6 月までの保険料をまとめて納付したとしているが、この期間の保険料を納付するには一部時効となっていた期間について当時実施されていた特例納付を利用するしか方法は無く、申立人は特例納付を行う期間について区役所等と相談する必要があったと考えられるところ、申立人は時効に到達した期間に係る保険料をさかのぼって納付できる機会として特例納付の制度があったことについて聞いた覚えも無いとしており、申立人の主張は不自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料 (確定申告書、家計簿、日記等) も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1989

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月から15年2月までの期間及び同年12月から16年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年12月から15年2月まで
② 平成15年12月から16年6月まで

申立期間①については、平成15年1月にA市B区役所で免除申請の手続を行い、その後、当該期間の納付書を同区役所へ電話を掛けて送付してもらい、同納付書で保険料を納付した。

申立期間②については、平成15年6月にA市C区へ転居した後の期間であるが、当該期間は申請免除とされているものの、同区では免除申請はしておらず、同区役所に自分の未納期間を調べて納付書を送付してくれるよう電話で依頼し、送付された納付書で保険料を納付した。申立期間①及び②共に確実に保険料を納付したので、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付した時期、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人は、免除申請したのはA市B区役所で行った申立期間①のみであったとしているが、オンライン記録を見ると、申立期間①の免除申請記録のほか、申立期間②に係る免除申請が、平成16年1月30日に提出され、同年2月23日に全額免除が承認されていることが確認できる上、同市の免除入力記録においても、申立期間②は同市C区で同年1月30日に免除申請され、同年2月25日に全額免除の承認通知がされていることから、申立期間②が全額

申請免除されている事務処理に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②共に区役所に納付書の発行を依頼し、同納付書により保険料を納付したとしているが、年金記録では、申請免除とされている申立期間①及び②に係る追納申出及び追納納付書が発行された形跡はうかがわれないことから、申立人に対して、申立期間①及び②の追納納付書が交付され、申立人が同納付書により当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から41年8月まで

私は、昭和38年2月にA市役所に勤務していた夫と婚姻し、同市B区に居住していた。長女誕生後の同年9月ごろ、同区役所に勤務していた義兄に勧められ、同区役所で国民年金に加入したが、この加入手続は義兄がしてくれたのか、自身で行ったのか記憶に無い。保険料の納付については、何か月かごとに来る集金人に、保険料（1か月100円）の印紙を国民年金手帳に貼ってもらっていた。年金手帳は、いつだったか記憶に無いが、集金人が「この手帳はもうありません。」と言って、持って行った。このように、申立期間の保険料を1か月100円の印紙を貼って納付してきたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年9月ごろ、A市B区役所において、国民年金の加入手続を行ったとしているが、その手続を行った者が同区役所に勤務していた申立人の義兄なのか、自身であったのか記憶が無いとしている上、申立人の義兄から当時の加入手続状況について聴取したところ、申立人の義兄は、「39年4月にB区役所からC区役所へ異動し、この時に国民年金業務に従事するようになり、自分の妻に国民年金への加入を勧めた。妻が任意加入したのは41年2月1日である。この時期より前に申立人に加入手続を勧め、B区役所で申立人の加入手続を行ったことは無い。」としており、申立人の加入時期の記憶は曖昧である。

また、申立人は、加入手続後における国民年金手帳の入手状況に関する記憶

は無く、申立期間における集金人の徴収時期についての記憶も曖昧^{あいまい}である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として昭和41年9月1日を資格取得日として同年10月13日に払い出されており、これ以前に申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことは、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する同年10月3日発行の国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人の資格取得日を基準にすると、申立期間においては、申立人は、共済組合加入者の配偶者として国民年金の任意加入対象者であったことから、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格を取得することはできず、申立人は申立期間において国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から47年9月まで

私は、昭和42年5月ごろにA市B区にあるC商店に就職し、すぐに同商店の事業主の妻の案内で、私が居住する同市D区役所で転入の届出と併せて国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は給料から差し引かれ、事業主が支払ってくれていたことを記憶している。国民年金手帳は事業主が保管してくれていたが、現在はその手帳は無く、ほかに保険料を納付していたことを証明する資料等は持っていないが、同商店に勤務していた期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月ごろにC商店の事業主の妻の案内でA市D区役所において国民年金の加入手続を行い、保険料は同商店の事業主が納付していたとしているが、同商店は倒産し、事業主及びその妻の所在が不明であるため、加入手続及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立人が勤務していたA市B区のC商店の事業主が申立人の保険料を納付していたとしているが、申立人は、居住していた同市D区で加入手続を行ったとしており、申立期間当時、同市における保険料徴収は、集金人（国民年金推進員）による戸別検認方式を採っていたことから、申立人が居住していたD区の集金人（国民年金推進員）がB区に所在する同商店まで出向いて申立人の保険料を徴収していたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年8月12日にA市E区において、その資格取得日を同年7月1日として払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみ

られる。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1992

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から52年3月まで

私の国民年金加入手続や保険料納付をしてくれた母親は既に亡くなっていて確かめることはできないが、A市B町の地区の世話役が集金に来て同市役所に納付したということ、後年に母親から直接聞いたことがある。このため、私の保険料は20歳になった時から母親が納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳（昭和49年*月）になったところに、その母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は52年6月にA市で払い出されたことが確認できる。申立人は、申立期間当時、他市に居住していたことはあるものの、住民登録は異動させていなかったとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市が保管する申立人の被保険者名簿の住所は同市C町から記載されている。一方、申立人家族の戸籍の附票には、申立人及びその両親が同市同町に住民登録を異動させたのは昭和51年3月であったことが記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、申立人の住民登録がA市C町に異動された後の昭和52年6月ごろに行われ、その際に、申立人が20歳になった49年*月までさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの保険料を過年度納付すること

が可能であるが、申立人はその当時の保険料納付に関与しておらず、その状況については不明であるほか、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ってくれたとするその母親は死亡しているため、その状況について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの期間、57年1月から同年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、59年10月から60年6月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年9月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで
③ 昭和58年1月から同年3月まで
④ 昭和58年10月から同年12月まで
⑤ 昭和59年10月から60年6月まで
⑥ 昭和60年10月から61年3月まで

申立期間当時の国民年金保険料は、A市から自宅に送られてくる納付書で3か月ごとに金融機関で納付していたか、又は口座振替により納付していたはずである。納付書が届けば納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の昭和56年度及び57年度の欄には「納付書送付」の記載があることから、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の過年度納付書が送付されていたことが確認できる。

また、A市の記録から、申立人の国民年金保険料の口座振替は昭和57年10月から開始されたことが確認できる。同市が保管する申立人の被保険者名簿の申立期間③、④、⑤及び⑥の欄には「振替不能」の記載があり、これら期間の国民年金保険料の口座振替ができなかったことが確認できる。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料は、社会保険事務所（当時）から送付された過年度納付書又は口座振替できなかった者にA市から送付され

る現年度納付書により納付することになるが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法について、同市から送付される納付書又は口座振替により納付していたとするのみで、具体的な納付方法及び納付金額についての記憶は不明確である。

さらに、A市の被保険者名簿では、申立期間以外の期間の国民年金保険料について、「振替不能」の後に保険料が納付された記録は無く、口座振替できなかった申立期間③、④、⑤及び⑥の保険料が後日に納付書により納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間当時は3か月ごとに国民年金保険料が徴収されていたことから、申立期間(計27か月)の保険料の現年度納付の機会が9回あるほか、少なくとも各年度1回、申立期間については計5回、社会保険事務所(当時)から過年度納付書が送付されていたと考えられる。このことから、申立期間の保険料については、少なくとも14回の納付機会があったものと考えられるが、そのすべてが国及びA市が管理する申立人の納付記録の双方から欠落したとするのは不自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 11 月 25 日まで
私は、昭和 40 年 5 月から 50 年 8 月まで A 社に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 社の厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚が「入社した時に、申立人は既に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者記録がある 16 人の当該記録を調査したところ、申立人を除く 3 人の従業員についても、申立人と同様、申立期間に被保険者期間の欠落が見られ、同社の事業主は、複数の従業員について、一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがわれる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が A 社の被保険者資格を喪失後の昭和 43 年 2 月 12 日に、申立人の健康保険証を返納されたことが記録されており、事業主は申立人に係る厚生年金保険の資格喪失届を提出したものと認められる。

さらに、A 社における申立人の雇用保険記録は、申立期間の前後については加入記録が確認できるものの、申立期間については加入記録が確認できない。

加えて、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 28 日から 23 年 3 月 1 日まで
私は、A社へ採用が決定後、B社を退職し、すぐにA社に入社した。
私は、会社勤務の空白期間が一日も無いように転職しており、申立期間のような厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言内容が具体的であることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は昭和 42 年 12 月 1 日に全喪し、その後継会社も 56 年 9 月 30 日に全喪していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人よりも先に入社し、申立人が入社時に社会保険の加入手続をしてもらったと証言している同僚は、申立人と同日である昭和 23 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、他の同僚は、「入社から 3 か月か 6 か月後に会社が勝手に社会保険の加入手続を行い、給料の手取額が減って驚いた。」旨証言していることから、当時、A社では、必ずしも社員全員が入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった状況がうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前(旧姓を含む。)は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
私は、申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚の記録が確認できる上、同社の事業内容が申立人の証言と一致していることから判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、被保険者名簿の記録により、申立人が勤務していたA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 36 年 3 月 1 日からであり、申立期間のうち、33 年 10 月 1 日から 36 年 2 月 28 日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの同社の被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番が見られない上、当該期間に被保険者記録のある者からは、申立人が当該期間に同社に勤務していたという証言は得られない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 3 人の申立期間における被保険者記録は無く、連絡の取れた 1 人については、申立期間の一部及びA社が適用事業所となった後の二度にわたり同社に勤務しているが、同社が適用事業所となる前の期間については、被保険者記録は無い。

加えて、申立人は、「B台風の 1 年ぐらい前から 2 年間ぐらいA社に勤務した。」と証言しており、退職時期の記憶が曖昧であることを踏まえると、申立人は、A社が適用事業所となる前に退職した可能性が高い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 44 年 8 月まで

当時は、記憶では、結婚を考えていた時期なので、特に年金と健康保険については必要と感じていた。当時は外国籍であったため、国民年金及び国民健康保険に加入できなかった。A社の当時の会長にお願いして、厚生年金保険に加入できるようにしてもらったはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、平成15年6月*日に合併して解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた者も含め、申立人と同時期に勤務していた同僚の中には、厚生年金保険の被保険者記録の無い者が見られることから、A社では、一部の従業員については厚生年金保険の資格取得手続を行わない取扱いをしていたものと考えられる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 11 月ごろから同年 12 月 1 日まで
② 昭和 29 年 2 月 26 日から同年 3 月ごろまで
③ 昭和 31 年 2 月 17 日から同年 12 月 29 日まで
④ 昭和 32 年 8 月ごろから同年 11 月ごろまで
⑤ 昭和 32 年 11 月ごろから 34 年 6 月ごろまで

A社の厚生年金保険被保険者記録の調査を依頼する。また、B社、C社及びD社の3社についても厚生年金保険被保険者記録の調査を依頼する。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社は昭和 33 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿によれば、44 年 2 月 * 日に解散し、同年 5 月 * 日に清算終了しており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社の元事業主は既に死亡しており、周辺事情を調査することができない上、申立人が名前を挙げた同僚E氏は、申立人の入退社の正確な記憶は無いと証言しており、申立人の勤務期間が特定できない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が昭和 27 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得し、29 年 2 月 26 日に被保険者資格を喪失した記録が認められるところ、申立期間①（資格取得者 1 人）及び②（資格取得者 4 人）に申立人の名前は見当たらない。

申立期間③について、B社は平成 12 年 10 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿によれば、13 年 2 月 * 日に破産宣告、14 年 7 月 * 日に破産廃止決定確定しており、同社の元事業主によれば、当時の資

料は現存せず不明であり、申立人の記憶は無いと証言しており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間③（資格取得者3人）に申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立人は同僚の名前の記憶が無く、申立期間③にB社の厚生年金保険被保険者記録の認められる同僚5人は、申立人の記憶が無く、周辺事情を調査できない。

申立期間④について、C社によれば、当時の資料は現存せず不明としており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間④（資格取得者無し）に申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立人は同僚の名前の記憶が無く、申立期間④にC社の厚生年金保険被保険者記録の認められる同僚2人は、申立人の記憶が無く、周辺事情を調査できない。

申立期間⑤について、D社は平成3年4月*日にF社と合併し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社によれば、当時の資料は現存せず不明としており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間⑤（資格取得者53人）に申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立人は同僚の記憶が曖昧であり、申立期間⑤に厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚のうち、5人は申立人を記憶していると証言しているものの、勤務期間の相違、同姓の別人との混同、関係会社のF社での記憶との混同等、記憶には曖昧なところがうかがえ、申立期間⑤における勤務実態を明確に証言する者はおらず、別の9人は申立人の記憶が無いと証言している。

加えて、前記複数の同僚は、「当時のD社では、入社して4年近くも厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言しており、申立期間⑤当時の同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険被保険者の資格を取得させていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2194 (事案 1037 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 34 年 3 月まで
② 昭和 34 年 4 月から 37 年 5 月まで

申立期間①について、A事業所で一緒だった同僚B氏には、当該期間において、厚生年金保険の記録があると聞いたので、今度は私の派遣先のC社における記録について、新たに申立てする。

申立期間②について、D社E支店における同僚6人の名前を思い出した。年金に関するテレビ番組を見て、私の案件も認められても良いのではないかと思うので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社において当該期間に厚生年金保険被保険者記録の認められる同僚は、「申立人が同社で勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所を管轄するF県及びA事業所から派遣されたC社は、いずれも当時の資料が無く不明との回答であり、申立人に係る当時の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、C社において、厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「A事業所から派遣された者の給与は、時間給であり、社員とは給与支給日も異なっていた。A事業所の派遣は研修目的であり、その期間については厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったのではないか。」と証言しており、申立人自身も当該期間について、給与からの厚生年金保険料の控除に関する記憶はあいまいであるとしている。

さらに、申立人は、「A事業所で一緒だった同僚B氏は、別の会社に派遣されていたが、この期間に厚生年金保険の記録があると聞いた。」と主張してい

るところ、当該同僚には、当該期間において、派遣先会社の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、当該期間について、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人から提出された昭和33年度のA事業所の名簿に就職先がD社E支店と記載されていることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人が名前を挙げた同僚2人は、いずれも厚生年金保険被保険者名簿に名前は無く、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和35年7月1日であり、当該期間のうち、34年4月から35年6月30日までは厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日以降の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「D社E支店における同僚6人の名前を思い出したので、再調査してほしい。」と主張し、これを新たな事情として再度申立てをしているが、当該6人の同僚は、当該期間において、いずれも同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できず、周辺事情を調査できない上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年7月1日以降に厚生年金保険被保険者記録の認められる複数の同僚は、いずれも「私は本社で面接を受けて採用された。申立人と一緒に勤務したが、申立人は現場のE支店で採用されているはずであり、社員、準社員ではなかったと思う。」と証言していることから、当時同社は、現場で採用された者は、厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったものと考えられる。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A社の厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 11 年 6 月 21 日まで

私は、B社に昭和49年9月から平成11年6月20日まで勤務していた。給料は途中から同社及び同社のグループ会社であるA社の2社から支給されるようになったが、合計額は変わること無く月額32万円であった。

しかし、オンライン記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は、B社のみでA社の記録は無く、標準報酬月額も16万円とされている。

2社から合計32万円の給料をもらっていたのに、B社に係る16万円の被保険者記録しかないのは納得できないので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人のA社の給与明細書の写しにより、申立人が平成7年11月から同社において20万円の給与を支給されていたことは確認できるものの、当該給与明細書の写しによると、厚生年金保険料については給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和62年3月21日に厚生年金保険の適用事業所を全喪し、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、オンライン記録上の申立人の申立期間に係る標準報酬月額がB社に係る16万円分のみであることに不自然さは無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社の厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2196

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月2日から47年9月21日まで

私は、昭和44年8月23日から48年2月20日までA社に継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険者とされていないことが判明した。

私は、申立期間も確かにA社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している5人の同僚のうち、昭和47年8月21日に資格取得していることが確認できる者が、「申立人は自分が入社する前から勤務していた。」としていることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、A社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得・喪失確認通知書によると、申立人は昭和44年8月23日に健康保険整理番号*番で資格取得し、45年4月2日に資格喪失した後、再度、47年9月21日に健康保険整理番号*番で資格取得し、48年2月20日に資格喪失したことが確認できるところ、当該記録は、被保険者原票と一致している。

また、被保険者原票によると、A社の被保険者の中には、申立人と同様に厚生年金保険被保険者記録に空白期間がある者が多数みられるところ、同社において当時、厚生年金保険等の事務を担当していた者は、「昭和44年ごろに社会保険事務所（当時）の指導が入り、多数の女性従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させたが、厚生年金保険料が控除されることを嫌い、資格喪失を希望する者が多く、本人の希望により勤務は継続しながらも、厚生年金保険については、資格を喪失させることがあった。また、資格喪失した者につ

いては給与から厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

さらに、申立人が記憶している5人の同僚のうち、上述の者以外はいずれも死亡しているか、連絡先が不明であるなど、話を聞くことができないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる証言を得ることもできず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年6月まで
② 昭和44年7月から46年2月まで

私は、A社に昭和42年4月に入社し、43年6月までと44年7月から46年2月まで勤務した。保険料のことは覚えていないが、正社員として勤務していたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。調査をして記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の作業場と同僚等が記憶している作業場が一致していることから、勤務した期間は定かではないが、申立人は同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社を吸収合併したB社は、「申立人が勤務していたとするA社は平成15年に吸収合併され、倉庫のあった土地等を売却処分したため、当時の記録は無い。また、A社の元管理部長だった者によると、昭和50年当時は、現地採用された社員については、健康保険料は徴収していたが、厚生年金保険料は徴収していなかったとしているので、申立期間当時も同様だったと思われる。」と回答している。

また、申立期間に勤務していた同僚は、「申立人はA社の社員ではない。下請けの社員だったのでないか。」と回答している。

さらに、A社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月21日から51年6月21日まで

私は、昭和48年4月から現在までA社に勤務しているが、途中、B社の厚生年金保険の記録があること、及びA社において空白期間があることに納得できない。調査をし、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和49年2月19日及び同年11月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人は、いずれも「自分が入社した時、申立人はA社で勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「昭和48年4月から、他社に勤務すること無く、A社に継続して勤務していた。当時、入籍前から同居していた妻も、私が同社において資格を取得した時、健康保険の被扶養者として手続した。」と主張しているところ、同社の被保険者原票の被扶養者氏名欄に、妻の氏名は記載されていないものの、B社の被保険者原票の被扶養者氏名欄に、同居及び内妻として妻の名前の記載が確認できる上、同社が保存する労働者名簿の履歴欄には、申立人が同年4月1日から同年10月20日までA社に勤務していた旨の記載が確認できる。

また、申立人の雇用保険の記録によると、A社において昭和48年4月5日に資格取得し、49年10月31日に離職しているが、この期間中に重複して、B社に係る雇用保険の記録（48年10月22日に資格取得、49年2月18日に離職。）が確認できるところ、同社における雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録とおおむね一致している上、同社が保存する労働者名簿には、申立人の雇入れは、48

年10月22日と記載されていることが確認できる。

さらに、A社の当時の事業主は、「申立人は何度か入退社していた。」と証言しており、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書によれば、申立人は、同社で昭和48年4月5日に資格を取得し、同年10月21日に資格を喪失した後、同社で51年6月21日に再度資格を取得していることが確認でき、被保険者原票の記録とも一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2199

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月11日から33年12月26日まで

私は、ねんきん特別便で、A社に勤務した期間は脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の被保険者期間とならないことを知った。

しかし、私は当時、婚姻後も引き続き働きに出たいと思っていたので、脱退手当金を受給したとは考えられない。

私は、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年12月26日の前後1年以内に資格喪失した者119人(申立人を含む。)のうち、受給資格者77人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、52人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち20人は資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連

の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2200（事案972の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月16日から36年11月15日まで

申立期間については、脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の給付対象期間とされていないが、私は脱退手当金の請求及び受給の記憶は無かったので、平成19年8月に第三者委員会に記録訂正の申立てを行ったが、非あつせんとされた。

申立期間当時の事業主は既に死亡しているが、事務を行っていた事業主の妻から、申立期間当時に従業員の脱退手当金を不正に受給していたとする証言書を得たので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社における同僚の脱退手当金受給状況から、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられるなどの理由から、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社の事業主の妻が記載した申立期間当時、従業員の脱退手当金を本人の了解を得ずに請求し、受け取った脱退手当金を本人には渡さなかったことがあるとする証言書を添付した上で、再申立てがなされた。

しかし、当委員会がA社の事業主の妻に対し、当該証言書の内容について確認したが、事業主の妻の証言からは、当該証言書に記載された内容が事実であるかどうかを確認することができなかったことから、委員会の当初の決定を変更すべき事情とまでは認め難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。